

TOPICS

～これまでの経過(1市6町合併関係)～

■平成19年8月13日

- ・ 6町長から長浜市長・議長へ申し入れ
※「湖北広域での新しい地域づくりについて」の協議
- ・ 申し入れに対する長浜市長のコメント

■平成19年10月13日

- ・ 1市6町広域化研究会の設置
※構成メンバー 市町長、副市町長、広域担当職員

■平成19年11月9日

- ・ 6町議長から長浜市議会議長への協議の申し入れ
※「湖北地域の将来を見据えた地域づくりについて」の協議の開始

■平成19年11月27日

- ・ 長浜市議会議長から6町議長への回答

■平成19年12月27日

- ・ 第2回1市6町広域化研究会の開催
※市町長において合併協議を開始することを確認

■平成20年1月11日

- ・ 第3回1市6町広域化研究会の開催
※初めて、各町議会議長が出席し、合併協議開始を問いか
け。木之本、湖北町議長を除き確認

■平成20年1月16日

- ・ 第4回1市6町広域化研究会の開催
※木之本、湖北町議会も合併協議への参加を認める。県か
ら、特例法や合併方式などについて説明

■平成20年1月24日

- ・ 第5回1市6町広域化研究会の設置
※6町長は、「編入合併」を確認。ただし、協議姿勢は別。
6議長は、基本的に持ち帰って確認を行う。ただし、長
浜市議会への対応を要請

■平成20年2月6日

- ・ 1市6町正副議長懇談会の開催
※6町議会で「編入合併」について確認されたと報告

■平成20年2月8日

- ・ 1市6町合併に関わる市町長及び議長等合同会議
※1市6町合併に関わる事前協議会議を設置することと
し、諸規程について協議を行う一方、合併の方式につい
ては、「編入合併」とすることを確認

◆編入合併

一昨年12月に滋賀県が策定した合併推進構想でも示されていた1市6町の合併は、昨年8月13日の6町長の申し入れから実質的にスタートしました。それを受け、10月には広域的なまちづくりを研究する「1市6町広域化研究会」が設置され、「合併協議の開始」が確認されました。その後、各市町議会の議長等も参加した合同会議で合併方式に

ついても議論され、先月8日の市町長及び議長等合同会議で合併方式は「編入合併」とすることを確認されました。

《次は合併項目の確認》
今後は、議会の議決や合併の申請に必要な「合併協定項目の協議・確認」をしながら、早期に合併ができるよう、法定協議会の設置や県への申請を行っていきたいと考えています。
また、約1800項目といわ

れる事務事業については、それらの手続きとともに、長浜市を基準に調整を行っていく予定です。

さらには、合併に関する状況を説明するとともに、今後のまちづくりへの意見をお伺いするため、合併懇談会を予定しています。積極的なご参加と忌憚のないご意見をお願いします。

お問合せは、合併推進室(☎6535)へ



TOPICS

シリーズ

「道州制と1市6町合併」

平成20年度中に合併すると平成21年度に比べ交付税が80億円多く交付されます

前回は、1市2町が合併して2年が経過したことから、現段階で把握できる範囲で「合併による節減効果」と「行政サービス・負担の変化」の2点から1市2町合併を検証するとともに、これまで5回開催された「1市6町広域化研究会」の動向をお知らせしました。

今回は、「合併新法」といわれている市町村の合併等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づく「財政的なメリット」と、今までの会議で確認された「編入合併」などについてお知らせします。

◆財政的なメリット

合併新法には、財政的な特例措置がいろいろと定められています。その中でも合併後のまちづくりにとって、大きなメリットになると考えられるのが「普通交付税の合併算定替」です。というのも、歳入の多くを交付税に頼る市町にとって、交付税により歳入が確保されることはとても重要だからです。

《合併算定替とは》

「合併算定替」とは、合併してもすぐに削減できない経費(人件費等)もあるため、一定期間は合併前の旧市町の普通交付税算出額の「合算額」を下回らないように算定し、その後5年間で段階的に縮減される仕組みのことです。平成19年度で、1市6町の普通交付税の合算額は115億円ですが、合併後は最終的に40億円程度が縮減され、75億円程度になります。

また、算定替の期間は、合併年度によって異なり平成21年度中よりも、平成20年度中に合併した方が、その期間が、2年間長くなります。その結果、80億円(40億円×2年間)多く財政支援が受けられることになります。

平成20年度中に合併した場合・・・交付税の合算額が7年継続されます。

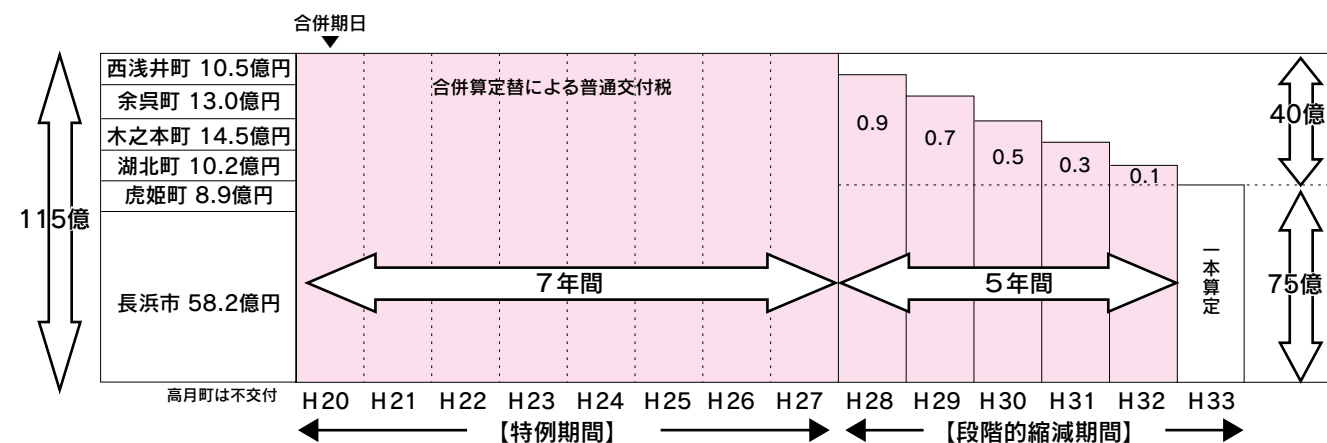
合併年度	特例期間	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
H20	7年間	合併年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
		合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×0.9	合算額×0.7	合算額×0.5	合算額×0.3	合算額×0.1	一本額



平成21年度中に合併した場合・・・合算額の算定が5年になり、80億円の差額が生じます。

合併年度	特例期間	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
H21	5年間		合併年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	
			合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×1.0	合算額×0.9	合算額×0.7	合算額×0.5	合算額×0.3	合算額×0.1	一本額	

1市6町と同規模(13万人)の都市では、普通交付税額が75億円程度であることから、現在の115億円からみると40億円程度が縮減されますが、20年度中に合併をすると21年度中に合併したときよりも2年分80億円多く支給されることになります。



※上記の措置額は、平成19年度の算定額ベースで試算したもので、概算です。各年度ごとに各年度の単位費用などに基づいて算出されます。